

令和3年度水道イノベーション賞募集要領

1 目的

現在の水道界は、老朽施設の耐震化を含めた更新・再構築や巨大地震などの自然災害の備え、技術の継承、人口減少社会到来への対応等多くの課題を抱えています。

そうした中、さまざまな工夫を持って課題の克服に取り組んでいる正会員を表彰し、その功績を讃えるとともに取組事例を紹介することにより、日本の水道界が新たな取組に着手する気運を高めることを目的として、平成26年度より日本水道協会会長表彰の一つとして水道イノベーション賞を設置しました。

2 賞の種類

- 大賞：さまざまな工夫を持って課題を解決した全取組の中から特に表彰すべき取組
- 特別賞：「特定分野に特化した取組」や「中小規模事業者ならではの取組」等、大賞に準ずる取組

3 募集対象

公益社団法人 日本水道協会「正会員」

※複数の水道事業者が連携した取組、または複数の水道事業者で構成する協議会単位等での取組も表彰対象となります。

4 応募条件

- (1) 令和2年度内に何らかの成果があった取組(下記【例：応募取組（再応募含む）】参照)。
- (2) 応募する取組を行った者が自ら応募してください。
- (3) 複数の水道事業者が連携した取組等の場合には、担当の水道事業者を定めて一つの取組として応募してください。
なお、この場合、当該取組に関わる水道事業者間において本賞への応募の同意を得た上で応募してください。
- (4) 1水道事業者2取組まで応募が可能です。
ただし、他水道事業者と連携した取組(協議会等を含む)をそれぞれ応募したい場合に限り、1水道事業者3取組まで応募することが可能です(下記【例：応募件数】参照)。

【例：応募取組（再応募含む）】

〈例1〉 令和2年度以前より事業を開始し、当該年度に成果のあった取組は対象となります。

- ・取組例 令和元年度に5か年にわたる工事が完了し、令和2年度より新技術を活用した高度浄水処理の供用を開始した。

〈例2〉 令和2年度に事業の合意等が成され、供用開始が令和3年4月1日となる取組は対象となります。

- ・取組例 令和2年度に事業統合の基本協定を締結し、令和3年4月1日より事業を開始した。

〈例3〉 令和2年度時点で計画段階のみの取組は対象外となります。

- ・取組例 令和2年度に広域化検討会を設置し、基本計画を策定した。

〈例4〉 過去に応募した取組について、本賞を受賞せず、令和2年度も継続し、新たな成果が加味された場合には、再応募が可能となります。

なお、同一取組を複数回再応募されている場合は、最も直近となる前回は応募年度を取組をご記入いただくとともに、令和2年度を取組における新たな成果が分かるよう、ご記入ください。

- ・取組例 令和元年度に2市1町による広域連携として、水質検査委託共同化を実施。令和2年度には、同市町による水質検査委託共同化に加え、お客様センター業務委託及び浄水場等施設の運転・維持管理委託の共同化を実施し広域連携を拡充した。

※再応募に関する注意事項

再応募の場合は、応募用紙の「応募取組の再応募確認」欄の「再」に○印を付し、「前回は応募年度」及び「取組名」を必ずご記入いただくとともに、「PRポイント」欄へ再応募取組における新たな成果について具体的にご記入ください。

なお、応募取組が初めての応募となる場合は、「応募取組の再応募確認」欄の「初」に○印を付してください。

【例：応募件数】

〈例1〉 3取組応募可能

- 取組① 水道事業者単独で画期的な広報活動を行った。
- 取組② 水道事業者単独で新技術を活用した高度浄水施設を建設した。
- 取組③ 他水道事業者と連携し共同施設を建設した。

〈例2〉 3取組応募可能

- 取組① 水道事業者単独で画期的な広報活動を行った。
- 取組② 他水道事業者と連携し共同施設を建設した。
- 取組③ 近隣水道事業者で協議会を設置し合同で市民フォーラムを開催した。

〈例3〉 3取組応募不可 ※いずれか2取組は応募可能

- 取組① 水道事業者単独で画期的な広報活動を行った。
- 取組② 水道事業者単独で新技術を活用した高度浄水施設を建設した。
- 取組③ 水道事業者単独で水道料金債権管理手法を確立した。

〈例4〉 3取組応募不可 ※いずれか2取組は応募可能

- 取組① 他水道事業者と連携し共同施設を建設した。
- 取組② 他水道事業者と連携し水質検査機器の共同使用を開始した。
- 取組③ 近隣水道事業者で協議会を設置し合同で市民フォーラムを開催した。

5 応募方法

(1) 応募書類等

「令和3年度水道イノベーション賞応募用紙」を作成いただきます。下記ホームページよりダウンロードをお願いします。

ホームページ <http://www.jwwa.or.jp/info/innovation.html>

(2) 応募書類の提出

電子メールにて、お問い合わせ先までご送付ください。

【提出書類】

① 令和3年度水道イノベーション賞応募用紙

② 補助資料(例：図解、新聞記事、全国水道研究発表会論文等)

※ ①：必須、②：任意

※ 提出書類は、5ページにある作成要領をよくお読みいただきからご記入ください。また、本協会HP水道イノベーション賞ページ内にある「過去の受賞取組・応募取組」もご参考ください。

6 応募期間

令和3年4月1日(木)～令和3年6月21日(月)まで

※ 当所の応募期日は、令和3年6月11日(金)でしたが、本年度のコロナ禍による影響を鑑み、令和3年6月21日(月)まで延長しました。

7 選考方法

功績者審査会メンバー、日本水道新聞社及び水道産業新聞社で構成される水道イノベーション賞選考会を設置し、本選考会において応募用紙と補助資料に基づき、下記の観点から議論・投票を経て決定します。

審査の観点

A) 新規性・革新性

新しい取組、新たなサービスの提供、これまで挑戦していなかった分野への取組。または、過去の取組に類似のものであっても、新たな価値や改変が付加されているもの。

B) 課題解決力・実現難易度 [波及効果性 (内部)]

さまざまな工夫により課題の克服に取り組んだもの。また、その取組により、水道システムの強化、技術力、人材力、並びに組織体制等が強化されたと評価できるもの。

C) 展開性・汎用性 [波及効果性 (外部)]

同じような課題を抱えている水道事業者が、今後の取組の参考となるもの。多くの水道事業者の参考となるもの。

D) 中小規模事業者ならではの取組

日本水道協会正会員である水道事業者の約7割を占める中小規模水道事業者が、資金・人材・技術力不足など厳しい状況を乗り越え、工夫・アイデアを凝らして課題解決に取り組んだと評価できるもの。

E) その他

上記以外の視点から今後の水道界への貢献が期待できる取組

※ 選考経過のお問い合わせには対応できかねますのでご了承ください。

8 受賞者の発表・表彰式等

(1) 受賞者の発表

受賞者の発表は、令和3年8月下旬を予定しています。受賞者及び受賞内容については、本協会HPにおいて公表するとともに、応募いただいた水道事業者宛に郵送にて通知します。

(2) 表彰式

令和3年度全国会議(令和3年12月1日 於：仙台市)において、表彰状の授与を行います。

なお、複数の水道事業者が連携し受賞された際は、代表一団体のみにご登壇いただき表彰状を授与いたします。他の応募事業者へは後日、事務局より表彰状を郵送いたします。

また、受賞団体(大賞・特別賞)には、表彰式の後、引き続き、パワーポイントを用いて5分程度で受賞取組の概要説明をお願いいたします(詳細については、事務局より受賞団体宛に御連絡いたします。)

9 広報・PR活動

応募取組及び受賞取組については、下記につきましてご協力いただきます。

(1) 応募取組

応募のあった取組を「令和3年度水道イノベーション賞応募事例集」として本協会ホームページ等で公表します。

※ 公表の可否を応募用紙所定欄でお知らせください。

※ 応募事例集には、提出いただいた応募用紙の「事業体名」「取組名」「抱えていた課題」「取組概要」「取組による効果」「PRポイント」と補助資料を掲載します。

(2) 受賞取組

全国会議での受賞取組の発表、水道協会雑誌への掲載、業界新聞での特集等

作成要領

1. 本協会指定の様式を本協会ホームページ「令和3年度水道イノベーション賞応募用紙」からダウンロードしご利用ください。補助資料様式も同データにシートがあります。
ホームページ <http://www.jwwa.or.jp/info/innovation.html>
2. 用紙サイズはA4（縦）とし、本文に使用する文字の大きさは10ポイント以上とします。
3. 添付する図表の文字は10ポイントに限定しませんが、判読可能な図表となるようご注意ください。
4. 応募用紙は2ページ以内、補助資料は4ページ以内とします(図・表・写真等を含む)。
5. 作成要領の要件を満たしていない場合には応募を受け付けることができません。
6. 「取組名（プロジェクト名）」は、具体的な取組内容を表現したタイトルにしてください。
7. 「取組概要」には、「抱えていた課題」を解決するための経緯等も含めてお書きください。
8. 「PRポイント」は、3つの項目について簡潔にお書きください（募集要領7 選考方法の審査の観点を参考にお書きください。）。
 - 1) 新規性・革新性
 - 2) 課題解決力・実現難易度〔波及効果性（内部）〕
 - 3) 展開性・汎用性〔波及効果性（外部）〕
9. 特定の製品や工法、技術等の宣伝を目的としたもの、また、企業名の記載のあるものは応募を受け付けることができません。ただし、特定の製品や工法、技術等が、「抱えていた課題」の解決に有効に働いたことが客観的かつ明確に示してある場合は応募を受理します。
10. 電子メールにて送信いただいた提出書類を事務局で確認した後、受領メールを返信します。提出日より7日が過ぎても返信がない場合には、お手数ですがお問い合わせ先までお電話にてご確認ください。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 日本水道協会

水道技術総合研究所

担当：宮田・谷

TEL：03-3264-2337 FAX：03-3262-2244

Mail：kenkyusho@jwwa.or.jp